

真鶴

第 14 号

平成14年2月

議会だより

発行／真鶴町議会 〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町岩244-1 TEL.0465-68-1131
FAX.0465-68-5119



道祖神まつり



町のいそひよどり

もくじ

- 12月定例会 2
一般質問 5

この議会だよりは、再生紙を使用しています

平成十三年十二月定例会は、十二月十一日から十四日までの三日間の会期で開きました。

この定例会では、平成十二年度一般会計ほか六つの特別会計の決算認定をはじめ、協議二件、条例六件、町道路線の変更・廃止六件、補正予算七件と決議案一件が提案され、すべての議案を可決（認定）しました。

また、平成十二年度一般会計継続費精算報告がされました。

一般質問は四人の議員が九項目にわたり行いました。

12月定例会

平成13年12月12日～14日

西湘地区農業共済事務組合規約
の変更に関する協議について

情報提供の充実と町民の知る権利を尊重することなどを目的として、平成十四年四月一日より、情報公開制度を施行するにあたり、その手続き、運用方法等について所要を定めた条例が制定されました。

人事院の勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、これに準じて本町現業職員に対する特例一時金の支給に関する改定がされました。

町道路線の廃止について

協議

真鶴町情報公開条例の制定について

眞鶴町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

町道路線

条例

真鶴町農業共済条例を廃止する 条例の制定について

真鶴町職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例の制定に
ついて

決議

制定について

条例

神奈川県農業共済組合等地域
再編整備が無い、県内一組合（三
浦市を除く）に合併することと
なり、この組合が平成十四年三
月三十日に解散するにあたり、
地方自治法の規定により、議会
の議決が必要なため提案され、
全員賛成で可決されました。

真鶴町附屬機関の設置に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

真鶴町岩漁港管理条例の一部を
改正する条例の制定について

漁港法の一部を改正する法律が公布され、平成十四年四月一日から施行されるため、「漁港法」を「漁港漁場整備法」に、「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改める改正がされました。

| | |
|-----------|-----------|
| 路線名 | 真第544号線 |
| 起 点 | 真鶴町真鶴字尻掛坂 |
| 終 点 | 一四二〇番地先 |
| 路線名 | 真鶴町真鶴字尻掛坂 |
| 起 点 | 一四一七番一地先 |
| 真第546号線 | 一四二四番一二地先 |
| 終 点 | 真鶴町真鶴字尻掛坂 |
| 真鶴町真鶴字尻掛坂 | 一四二四番一二地先 |
| 四二二番四地先 | 真鶴町真鶴字尻掛坂 |

開発行為に伴い、一般交通の
用に供する必要がなくなつたた

真鶴半島利用計画特別委員会設置に関する決議について

路線名 真第266号線
起 点 真鶴町岩字專祖畠
二回の行先

神奈川県農業共済組合等地域
再編整備の実施により、平成十
四年四月一日より農業共済事業
を神奈川県農業共済組合が行う
こととなつたため、この条例が

神奈川県農業共済組合等地域
再編整備の実施により、平成十四年四月一日より農業共済事業
を神奈川県農業共済組合が行うこととなつたため、この条例が
廃止されます。

決算

| 町道路線の変更について | |
|-------------|-----------|
| 起 点 | 真鶴町岩字上塔ノ前 |
| 終 点 | 三一八番二地先 |
| 起 点 | 三二〇番一地先 |
| 終 点 | 真鶴町岩字岩ヶ窪 |

| 路線名 | 真第481号線 |
|-----|-----------|
| 起点 | 真鶴町岩字上塔ノ前 |

| 路線名 | 真第220号線 |
|-----|----------|
| 起点 | 真鶴町真鶴字埋立 |

| 路線名 | 真第545号線 |
|-----|-----------|
| 起点 | 真鶴町真鶴字尻掛坂 |

| | |
|--|-----------|
| 一部未供用区間があり、隣接土地所有者の住宅建設に伴い路線に異動が生じるため、変更されました。 | |
| 起 点 | 真鶴町真鶴字尻掛坂 |
| 終 点 | 一四一三番二地先 |
| 終 点 | 一四二七番地先 |

らず、管理上支障をきたすため廃止されました。
路線名 真第481号線
起 点 真鶴町岩字上塔ノ前
終 点 三一八番二地先
起 点 真鶴町岩字岩ヶ窪
終 点 三二〇番一地先
起 点 真鶴町岩字岩ヶ窪
終 点 三一八番二地先
起 点 真鶴町岩字上塔ノ前
終 点 三二〇番一地先

計ほか六特別会計の決算審議がされ、すべて原案のとおり認定されました。主な決算内容は、広報「真鶴」一月号に掲載され

ています。
なお、決算審議に先立ち、監査委員より適正なものと認められるとの監査報告がされました。

補正予算

一般会計補正予算（第五号）

| 区分 | 予算現額 | 前年対比 | 収入済額 | 前年対比 | 支出済額 | 前年対比 |
|------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一般会計 | 3,530,102 | 0.5% | 3,651,608 | 1.1% | 3,449,120 | 0.8% |
| 特別会計 | 国民健康保険事業勘定 | 904,212 | 3.9% | 942,589 | 5.8% | 849,507 |
| | 国民健康保険施設勘定 | 410,041 | △ 4.5% | 415,405 | △ 5.0% | 378,161 |
| | 老人保健医療 | 929,473 | △ 7.6% | 829,485 | △ 10.7% | 804,436 |
| | 下水道事業 | 321,987 | 20.8% | 266,611 | 0.1% | 253,435 |
| | 土地取得 | 4,963 | △ 3.1% | 4,963 | △ 3.1% | 4,963 |
| | 介護保険事業 | 343,922 | — | 341,772 | — | 328,029 |
| | 計 | 2,914,598 | 13.1% | 2,800,825 | 10.7% | 2,618,531 |
| 合計 | 6,444,700 | 5.8% | 6,452,433 | 5.1% | 6,067,651 | 5.0% |

既定の歳入歳出予算にそれぞれ一億六千四十九万三千円を減額し、総額を三十一億三千七百四十一万五千円とするものです。

歳人は繰入金で、財源留保のため財政調整基金からの繰入金の減額と前年度精算等に伴う下水道事業特別会計繰入金を追加することなどが主なものです。

歳出は、議員、特別職を含め職員の給与関係全科目にわたり、員手当等の改定処理と人事異動に係るものなどを併せ調整したものです。そのほか、総務費の財産管理費で、今回の補正処理で生じた余剰金を財政調整基金に積立て、民生費の老人福祉費で、老人保健福祉計画等の見直しにかかる事業費の追加、衛生費の予防費では、検康診査対象者の見直しによる検診委託料の減額をすることなどが主なものです。

国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第二号）

既定の歳入歳出予算にそれぞれ七十六万三千円を追加し、総額を九億六百九十八万二千円とするものです。

歳入は、国庫支出金で、在宅医療等推進支援事業に対する交付金を追加するものです。

歳出は、総務費で、給与改定等による人件費の減額、保険給付費では、一般被保険者高額療養費を追加することなどが主なものです。

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第二号）

既定の歳入歳出予算にそれぞれ八千四十五万三千円を減額し、総額を三億二千四百五十五万一千円とするものです。

今回の補正是、主に事業費の見直しによるもので、歳入は、

既定の歳入歳出予算にそれぞれ八千四十五万三千円を減額し、総額を三億二千四百五十五万一千円とするものです。

今回の補正は、主に事業費の見直しによるもので、歳入は、

既定の歳入歳出予算にそれぞれ八千四十五万三千円を減額し、総額を三億二千四百五十五万一千円とするものです。

今回の補正は、主に事業費の見直しによるもので、歳入は、

既定の歳入歳出予算にそれぞ

12月定例会で審議した議案と結果

| 議 案 名 | 審議結果 |
|--|---------------|
| 西湘地区農業共済事務組合規約の変更に関する協議について | 可 決 (全員賛成) |
| 西湘地区農業共済事務組合の解散に関する協議について | 可 決 (全員賛成) |
| 真鶴町農業共済条例を廃止する条例の制定について | 可 決 (全員賛成) |
| 真鶴町情報公開条例の制定について | 可 決 (全員賛成) |
| 真鶴町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 可 決 (全員賛成) |
| 真鶴町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 可 決 (全員賛成) |
| 真鶴町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 可 決 (全員賛成) |
| 真鶴町岩漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について | 可 決 (全員賛成) |
| 町道路線の変更について | 可 決 (全員賛成) |
| 町道路線の変更について | 可 決 (全員賛成) |
| 町道路線の廃止について | 可 決 (全員賛成) |
| 町道路線の廃止について | 可 決 (全員賛成) |
| 町道路線の廃止について | 可 決 (全員賛成) |
| 平成13年度真鶴町一般会計補正予算(第5号)について | 可 決 (全員賛成) |
| 平成13年度真鶴町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について | 可 決 (全員賛成) |
| 平成13年度真鶴町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)補正予算(第2号)について | 可 決 (全員賛成) |
| 平成13年度真鶴町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について | 可 決 (賛成多数) |
| 平成13年度真鶴町真鶴魚座特別会計補正予算(第1号)について | 可 決 (全員賛成) |
| 平成13年度真鶴町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について | 可 決 (全員賛成) |
| 平成13年度真鶴町上水道事業会計補正予算(第1号)について | 可 決 (全員賛成) |
| 決算の認定について(平成12年度真鶴町一般会計決算) | 認 定 (全員賛成) |
| 決算の認定について(平成12年度真鶴町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算) | 認 定 (全員賛成) |
| 決算の認定について(平成12年度真鶴町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)決算) | 認 定 (全員賛成) |
| 決算の認定について(平成12年度真鶴町老人保健医療特別会計決算) | 認 定 (全員賛成) |
| 決算の認定について(平成12年度真鶴町下水道事業特別会計決算) | 認 定 (賛成多数) |
| 決算の認定について(平成12年度真鶴町土地取得特別会計決算) | 認 定 (全員賛成) |
| 決算の認定について(平成12年度真鶴町介護保険事業特別会計決算) | 認 定 (全員賛成) |
| 真鶴半島利用計画特別委員会設置に関する決議について | 可 決 (全員賛成) |

真鶴魚座特別会計補正予算

(第一号)

国・県支出金及び町債の減額と繰越金及び諸収入を追加するものであります。

歳出は、総務費で、給与改定等による人件費と一般会計繰出金の追加、事業費では、委託料の減額などが主なものです。

介護保険事業特別会計補正予算

(第二号)

歳入は、前年度繰越金の確定に伴い、当初予算との差額を追加するものです。

歳出は、給与改定等による人件費の減額と役務費の追加、歳入歳出の差額を予備費に追加するものです。

歳入は、一般会計繰入金の追加などです。

歳出は、給与改定等と人事異動による人件費の追加が主なものであります。

あなたも 議会を傍聴してみませんか

議会の傍聴は町政のうごきや議員活動、議会運営などを知る最も良い方法です。手続きは簡単です。お気軽におでかけください。

次の定例会は、3月に行われます。日程などは2月下旬の議会運営委員会で決まります。詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

電話 68-1131 内線 362~363

今回の補正予算は、収益的支出の補正で、給与改定等に伴う人件費の減額と漏水の増による修繕費、路面復旧費の追加などです。

上水道事業会計補正予算

(第一号)

今まで町にお住いのお年寄りの方々といろいろお話しをさせていただく機会があり、まだ真鶴町ではお年寄りの生活状況はそれほど深刻ではないと感じています。

本來、親族の役目であり、行政がそこまで介入するのもどうかと考えていたが、今後、高齢者と導入することはできないも

Q1 不動産預託制度の導入を

人口が確実に増加していく中で、年金だけでは万一大病を患つたとき、冠婚葬祭などでまとまつたお金が必要なとき、生活に窮してしまう恐れがでてくる。そういう問題を家族や親類だけに任せるのはやはり心許ないと感じるようになってきた。

そこで自宅を公的機関に預託し、そこから五万から十万円ほどの生活費を補てんする制度の導入を提案する。これは主に住宅を所有し、所得が少ないお年

「地域福祉権利擁護事業」この事業を利用できる方は、ご本人の意思により希望される方で次の全ての要件にあてはまる方です。

○真鶴町にお住まいの方
○障害者または概ね65歳以上の

方



のか。

町としては、社会福祉協議会

の事業のひとつとして、地域福

祉権利擁護事業というものがす

であります。ご質問にもあつた、

お年寄りの今後の生活についても相談を受けています。ただ、

こういったことは、土地や預金、

年金など個人の財産が絡む難し

い問題です。同事業内に医者や弁護士、社会福祉士等からなる

契約締結審査会という個人の契約内容を審査する機関もありま

すが、実際に契約に至った事例

はいまのところありません。

こういった事業は市中銀行や信託銀行でも行っているので、そこを紹介するということやつっています。町内の方のそういう悩みごとでしたら、同事業で解消されていると思います。

▼回答▲

Q2 開発行為に先立つ届出を

○寝たきり、歩行困難、知的、精神障害等によりご自分で資

金管理を行うことが困難な方、近隣にも資金管理を行つてくれる人がいない方

土地を開発する際に良好な自然環境を存続させるために、ある程度の既存の大きな木、例えばクスノキ等残せるものはできるだけ残したうえで、良好な環境の中で開発計画ができないか。

行政指導という法律的な強制力まではなかなか無理かもしれないが、できたら樹木保存の指導要綱を制定できないか伺う。

まちづくり条例においても、豊かで、自然に恵まれた美しいまちづくりがテーマになつており、豊かな樹木の保全は大切なことだと思っています。

それ以外には美の基準のデザインコードブックにおいても、

豊かな植生を維持するために、百年を超える樹木は、原則として切らない。どうしても切る場合は、同等の植栽をするという形ではうたっています。

現在は都市計画法の三十三条

が開発許可の基準になつており、

つまり宅地造成等の開発につ



いては都市計画法と条例の手続きに入れば、基準を基に指導していますが、個人住宅の行為においては、更なる規制が必要です。当然それは住民の合意がなければ制定も難しいと思います。現況では法と条例による指導と保存された樹木の管理方法と責任も考えていく必要があります。

また自然環境の保全と緑化の推進になるみどり基金の活用や、町内全域ではありませんが、県の条例の適用を現況ではしています。

Q3

まちづくりの 新たな可能性を

十一月十九日、小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町の一市三町による西さがみ連邦共和国が建国された。互いに自立しながらも一つの行政圏、生活圏として協働して広域行政の拡充策などを推進し、魅力あふれる豊かな住みよい環境の更なる向上を目指したまちづくりを進めることを目的としている。

そこで第一に、事業の協働化の具体的な構想はあるのか。例えれば、真鶴聖苑を根府川の人

使い、小動物の火葬は小田原市に依頼し、また、小田原市にあるファミリーサポートセンターの支部をつくるなど。従来の広域行政に対しても、どのような拡充策が考えられるのか。

第二に、市町村合併の研究は、行政と市民の一体感が望まれるが、行政の体制づくりを含むタームスケジュールについて町長の考え方を伺う。

▼回答▲

第一については、行政全般あるいは市民、町民を巻き込んだ協働的な事業で、すぐできることが、大会など。そんな準備のため、小田原市では、すでに専門的な課を設置して、三町に職員派遣を要請してきています。

建國にあたっては、一市三町それぞれに合併に対する体温・考え方の違いがあり、合併によらなくとも、このような形での広域連合もあるのではないかといふ考え方から、研究をし、事業を考えることになりました。IT事業の協働、観光情報の発信、消防交通、災害時の職員配備、図書館と情報センターに多目的

あるいは介護保険事業や福祉事業の拡大、漁協や農業委員会の一本化などを考え、その結果として合併になるのか、広域連携のまま、ほかの形ができるのか、まだ不明です。

第二の合併問題で、平成十七年三月までにというのは、国を考えたこと。金がもらえるから、それまでにやれば良いというのには、さもしいことです。両町が一緒になれば、こんな良いことがあるという計画がそれまでに間に合えば、その上で町民に決めてもらう。何でもかんでも合併ではなく、慎重に、町民の皆さんと協議した上で、正しい判断を下していただきたい。

町民を含んだイベントを協働して行う、文化祭、美術展、体育大会など。そんな準備のため、小田原市では、すでに専門的な課を設置して、三町に職員派遣を要請してきています。

二〇〇一年十二月五日に成立した子ども読書活動推進法では、国及び自治体の責務として、子どもの読書運動活動のために具体的な施策を総合的かつ具体的に推進するよう定めている。現在、町の四団体の代表による旧診療所跡地利用計画の内容は、



旧診療所跡地

観光客にも情報発信ができるなど、さまざまな機能を備えた施設を想定しています。図書館は、開架式とし、地場産業や町ゆかりの人物の図書整備など特徴ある蔵書整備を進めます。また、ビデオ、CD、パソコンなどの視聴覚情報機器や学習コーナーを配置するなど機能の充実を目指します。

専門的なシステムの導入など必要に応じ、県立図書館等から意見を聞く予定です。なお、スタジオのようなものを地下室に設置する等の若干の付随的なものが、住民の皆さまの意見を聞く中で最終的に固まっていくのかなと考へています。補助金の確保も難しくなってきており、状況の中で、真に必要なコンパクトな施設を基本にしたいと考えています。

施設を加えた計画予定で進められているのか。また、計画策定後の取り組みとして、専門家の意見や町民の要望を取り上げ、視察なども行うプロジェクトチームを立ち上げる考へはあるのか。

▼回答▲

町の第三次総合計画の基本計画では、地域情報センターと図書館を基本に考へています。情報センターでは、町の全ての情報が得られ、また、訪れる

Q4

図書館建設の構想は

二〇〇一年十二月五日に成立した子ども読書活動推進法では、国及び自治体の責務として、子どもの読書運動活動のために具体的な施策を総合的かつ具体的に推進するよう定めている。現在、町の四団体の代表による旧診療所跡地利用計画の内容は、

Q5

IT講習会のその後は

ITに対する格差防止及び利用促進のための講習後の構想と具体策はどうなっているか。一世帯一台のパソコン購入の助成はできなか

▼回答▲

国の補助制度の活用あるいは理念を取り入れ、旧診療所の跡地利用と併せて検討したい。

具体的には、本年度の講習は入り口部分。来年度は、公民館事業としてのパソコン教室を実施、ノート型パソコンを町民センターに設置するなどの利用促進策を行います。

高齢者や障害者等への支援策の設置や国の財政支援制度の確定を見極めたなかで検討してまいります。

なお、パソコン購入への補助金は考えられません。

した建設を考えているか。また福祉施設の併設も考慮に入れるとも考えているか。

三、町営住宅の運営状況で、直近の募集個数、入居状況、使用料、入居条件はどのようになっているか。

二、お年寄りだけを集めるのではなく、その方たちをお世話する若い人たちも入居できるような配慮もしなければならないと思います。

またそこには、ミニデイ、あるいは集会ができるような福祉施設等も備えていきたいと考えています。お年寄り、障害者の方、車いすの方も入居できるよう、当然バリアフリーの住宅にする考えです。

三、直近の入居は一件のみだと



町営住宅

▼回答▲

一、新しくできる町営住宅は、まずお年寄り、障害者の方が入れる福祉住宅を考えていま

居できるよう、当然バリアフリーリーの住宅にする考えです。

二、新しくできる町営住宅は、まずお年寄り、障害者の方が入れる福祉住宅を考えていま

居できるよう、当然バリアフリーリーの住宅にする考えです。

三、直近の入居は一件のみだと

入居条件は福祉住宅部分について、一代入居のようない特例入居の方法を考えていきたいと思っています。

入居条件は福祉住宅部分について、一代入居のようない特例入居の方法を考えimately、柔軟な姿勢での検討をしてもらいたい。

思います。徴収率は十二年度決算で71.8%ですが、滞納部分を除けば、もつと高いと思

います。来年度から民間バス会社の自由化ということで、赤字路線の廃止がいよいよ来年二月より実施される。県内の一六六バス路線が廃止路線の検討に入っています。ただ、近郊の状況では、

▼回答▲

一点目の学童保育のアンケート調査は遅れて申し訳ございません。現在、湯河原町のアンケート調査を基にして検討している段階です。

今後、幼稚園、小学校も取り入れて実施するかどうかは、教育委員会とも協議しながら、早急にやっていきたいと思っています。

二点目についても教育委員会ともども県西地域でいいのか、それとももつと県下広範囲に情報収集するかどうかも検討していきたいと思っています。

Q7 学童保育の実施を

一点目が学童保育実施に伴う調査は、保育園のみと考えているようだが、教育委員会等にはアンケートの作成段階から、幼稚園や小学校などにもアンケートの実施協力をしてもらい、より充実した学童保育を実現してもらいたい。

二点目は、現在、学童保育を行っている自治体の調査も行つてあると思うが、近隣市町村に限定せず、より広範な資料を集めているか。

Q8 バス路線廃止への対策を

来年度から民間バス会社の自由化ということで、赤字路線の廃止がいよいよ来年二月より実施される。県内の一六六バス路線が廃止路線の検討に入っています。ただ、近郊の状況では、

真鶴・根府川間、真鶴・小田原間が廃止されることが検討されているようだ。

このことによつて、駅裏や岩方面的の利用者にとつて不便にならる。今後、さらに半島方面や岩方面も赤字を理由に廃止されることも考えられる。

回答

来年二月一日施行の改正道路運送法により、実質的にはその六ヶ月後である八月から乗合バスの需給調整規制が一応廃止され、バス路線の退出、減回といふものが容易になります。

キロ数が一〇キロ以上とか、乗客数が平均何人以上とか、一定の条件をクリアしていると、国の補助制度の適用もあります。財政的な裏付けを考慮した中での協議を続け、最終的に小田原市、また真鶴町にとつてもよりよい結論を導き出していきたいと考えています。

化をしていただきたい。
西湘バイパスの延伸によつて
町民にさらなる負担になるよう
なことはないか、町としてはど
のように考へてあるか。

町は権限がありません。建設省が認可する、その意見を県議会に求めます。その県議会はもう同意し、普通車料金は下が三

うにも聞いています。これらの結論が出た後、交通手段の確保対策ということで検討していくたいと、考えています。

卷之三

真鶴有料道路の 早期無料化を

Q9 |

県内六地域十一月中ですか
生活交通確保対策地域協議会分
科会が開催され、津久井郡の地
域、三区間でバス業者から廃止
の意向がすでに出ています。当
町の関係につきましては四路線
が検討を要するということで箱
根登山鉄道から示されています。

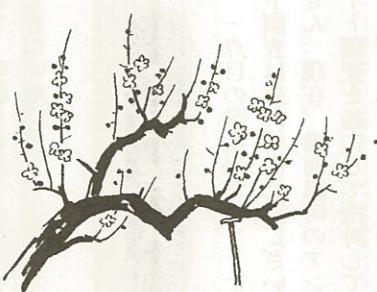
現在、根府川周辺の小・中学生の通学の足ということで位置づけていますが、小田原市と真鶴町をまたぐ路線ということで、

平成二十年に真鶴有料道路が全面無料化になることがタウンニュース等でも報じられた。しかしあと七年間、利用者はこの料金を払い続けなければいけない。これは大きな負担になります。町民には一日でも早く無料化されたい。

今だつて、所長は真鶴へ来ません。県でも問題にしてくれません。代議士さんだつて頼んでも問題にしません。歯がゆいけれども届かない。世の中つてこんなものなののかと、この頃あきらめ始めているのですが、それでもあきらめずに、がんばつています。

ど、課題も多く議員としての責
任も重くなります。
すでに真鶴町合併問題調査特
別委員会、真鶴半島利用計画特
別委員会も設置され、今後も多
くの意見交換、現状分析など、調
査・研究を基に議論を重ね、町民
の皆さまへより多くの情報を発
信してまいりたいと思いまます。

編集後記



真鶴町議会報編集委員会

委員長 青木照夫
副委員長 奥津光隆
委員 長谷川勝己

神野秀子 東谷真由美 茂木青